



七つ星

2月号

★家庭数配布

令和3年1月30日
清瀬市立清瀬第七小学校
校長 鈴木 竜二

道徳授業地区公開講座と「特別の教科」道徳

副校長

「小学生のころ、どのような道徳の授業を受けていましたか?」。教員になって間もないころに、ある研究会でこう問いかけられたことがありました。「毎回、道徳のテレビを見ていたと思います」というのが私の回答でした。今のように毎時間、資料を読んだり話し合ったりという活動は、あまり記憶に残っていません。道徳の授業は、教育界にあって大きな変貌を遂げてきたものの一つです。

道徳は昭和33年に出された学習指導要領で示され、「道徳の時間」として時間割の中に位置付くようになりました。当時は教科学習ではなく、あくまで道徳を学ぶ時間としての扱いでした。この道徳の時間が重要視されるようになったのは昭和の終わりごろからです。令和元年度には、教科になったことで「特別の教科 道徳」と名称が変わりました。教科に格上げされた背景には、社会問題になっていた深刻ないじめへの対応があります。いじめによって自ら命を絶つ子供たちが増加したことや、青少年による暴力行為は極めて深刻かつ重大な問題です。その後、学校・家庭・地域社会が一体となって子供たちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の充実を図ることを目的として、平成10年度から都内の公立小・中学校で道徳授業地区公開講座が毎年開催されることになりました。

七小の道徳授業地区公開講座は30日(土)に予定されていましたが、今年度は残念ながら授業を公開することができません。各学級では授業実践を行い、その概要を学校ホームページで公開するという進め方で地区公開講座を行います。本来ならば、子供たちの姿を参観していただき、意見交換会で様々な疑問や意見を交換し合える場ですが、今回はこれがかないません。各学級担任から発信される、授業への思い、子供たちの成長への期待を受け止めていただければ幸いです。

道徳授業地区公開講座の実践に先だって、各担任は授業の略案を作成しました。この略案には、指導のねらいや教材の解釈などが書かれています。「嘘をついたりごまかしたりすると、暗い気持ちになり元気に生活できなくなってしまうことから、(この教材を通して)正直であることの大切さに気付くようにしたい」「この教材を使って、相手のことを考えた上での寛容さや、互いの理解を深めるよさに気付かせたい」など、子供たちにどのような力を身に付けてほしいかにも触れています。子供たちは授業を通して、例えば「嘘やごまかしはやめて、正直になろう」「相手のことを考えて生活しよう」という理解を得ることができるでしょう。しかし、こういった理解だけでは子供たちの道徳性は育っていきません。子供たちが生活時間の7割を過ごす家庭や地域は、学校で学んだことを実践する重要な場になります。子供たちは、わかったことを行動に移すことで、人や物とのかかわり方を身に付け、自らの道徳性を伸ばしていきます。限られた条件の下での道徳授業地区公開講座ですが、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を考えて関わりを深める契機となり、子供たちを共に育てる基盤づくりの一助になることを目指しています。

◇2月の主な行事予定◆

*2月中に期日を知らせない避難訓練がどこかで行われます。

日	月	火	水	木	金	土
1/31	1 全校朝会 校内書初め展(終)	2	3 委員会	4 午前授業 生活科冬探し(1年)	5 朝遊び 安全指導	6
7	8 図書委員会集会 読書旬間(始) ALT	9 きらり個人面談(始)	10 午前授業(1~3年) 5時間授業(4~6年) 人生の先輩の話(6年)	11 建国記念の日	12 朝遊び 5時間授業(4~6年) 漢字検定	13 命の教育フォーラム
14	15 5時間授業	16 新1年生保護者会 午前授業(1年) 奉仕活動(6年) 社会科見学(3年)	17 クラブ(見学) 午前授業(1~2年)	18 ロング昼休み	19 朝遊び 読書旬間(終)	20
21	22 ALT 中学校体験・説明会⑤⑥h(6年)	23 天皇誕生日	24 保護者会(高けひ) 学年コンサート(4・5年) 卒業コンサート(6年) けやひのコンサート (けやき・ひのき)	25	26 朝遊び ALT 体カテスト活用授業(5・6年)	27 授業日 (月曜時程) (4時間) (公開なし) きらり個人面談(終)
28	3/1 安全指導 きらり公開(始) 全校朝会	2 ALT	3 クラブ(終)	4	5 朝遊び 卒業を祝う会(けひ) 保護者会(低) きらり公開(終) 音楽発表会(3年)	6

【お知らせ・お願い】

◎保護者会について

2月24日(水)に、4年、5年、6年、けやき・ひのき学級の保護者会が、3月5日(金)に、1年、2年、3年の保護者会が行われます。今年度最後の保護者会です。ぜひ、ご参加ください。なお、時間、場所などの詳細は後日お知らせします。よろしくお願いいたします。

◎給食費の返金について

児童が連続して欠席する場合は、学校にご連絡ください。お申し出いただいた日から3日目より給食費は返金となります。ただし、お申し出いただいた時間や土日等を挟む場合は、この限りではありません。

